

法 指 第1492号  
平成22年3月18日

各 法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

児童虐待防止法に基づく通告義務の周知について

日頃から、本府福祉行政の推進につきまして御協力いただきありがとうございます。

児童虐待の防止等に関する法律により、すべての国民には、虐待を受けたと思われる児童（園児・生徒を含む）を発見した時には、速やかに市町村の児童家庭相談窓口または都道府県等の児童相談所に通告することが義務付けられています。特に、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めることになっております。

大阪府福祉部におきましては、平成22年3月9日付け子家第2636号で「児童虐待防止法に基づく通告義務の周知について」により、併せて他の部局へも依頼をしておりますが、貴職におかれましては、虐待を受けたと思われる児童を発見した時には、速やかに市町村の児童家庭相談窓口または大阪府子ども家庭センター（児童相談所）に通告をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、別添のとおり、児童虐待の通告を促すためのリーフレットを作成しておりますので、法人内での活用等、ご参考にしていただければ幸いです。

**(通知文書 参考ホームページ)**

大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室  
法人指導課 監理グループ

TEL 06-6944-6663

FAX 06-6944-1982